

神戸健康・医療戦略会議開催要綱

令和5年4月1日

企画調整局局長（医療産業担当）決定

（趣旨）

第1条 神戸市政や神戸医療産業都市の更なる発展をめざし、健康・医療に関する国内外の動向や研究・事業等の方向性・戦略などについて、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、神戸健康・医療戦略会議（以下「会議」という。）を開催する。

（委員）

第2条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、企画調整局局長（医療産業担当）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 産業界の知見を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、企画調整局局長（医療産業担当）が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、20名以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年以内とし、企画調整局局長（医療産業担当）が別に定める。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（議長の指名等）

第4条 企画調整局局長（医療産業担当）は、委員の中から議長を指名する。

- 2 議長は、会の進行をつかさどる。
- 3 企画調整局局長（医療産業担当）は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

（会議の公開）

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、企画調整局局長（医療産業担当）が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 懇談会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

（施行細目の委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、企画調整局局長（医療産業担当）が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年6月1日より施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。